

第4章 検討単位区域の設定

4. 1 検討単位区域の設定方法

検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討する上での、一定の家屋集合体である。

「既整備区域」とは、既に下水道、集落排水、浄化槽等により整備が完了している区域であり「既整備区域に連携する未整備区域」とは、既整備区域と明らかに一体的な集合体として判断可能な未整備区域である。

集合処理と個別処理の比較を行うための検討単位区域の設定作業は、「既整備区域等」と「既整備区域等以外の検討単位区域」に分けて行う。（図4.1-1 参照）

「既整備区域等」は、既整備区域、未整備区域、D I D地区、将来の土地利用計画等、集合処理区域として妥当と考えられる区域を把握した上で、家屋間限界距離等を活用して、それらの区域に取り込む連携する未整備の家屋を含めて設定する。

「既整備区域等以外の検討単位区域」は、家屋間限界距離等を活用して、現況の家屋分布を基に設定する。

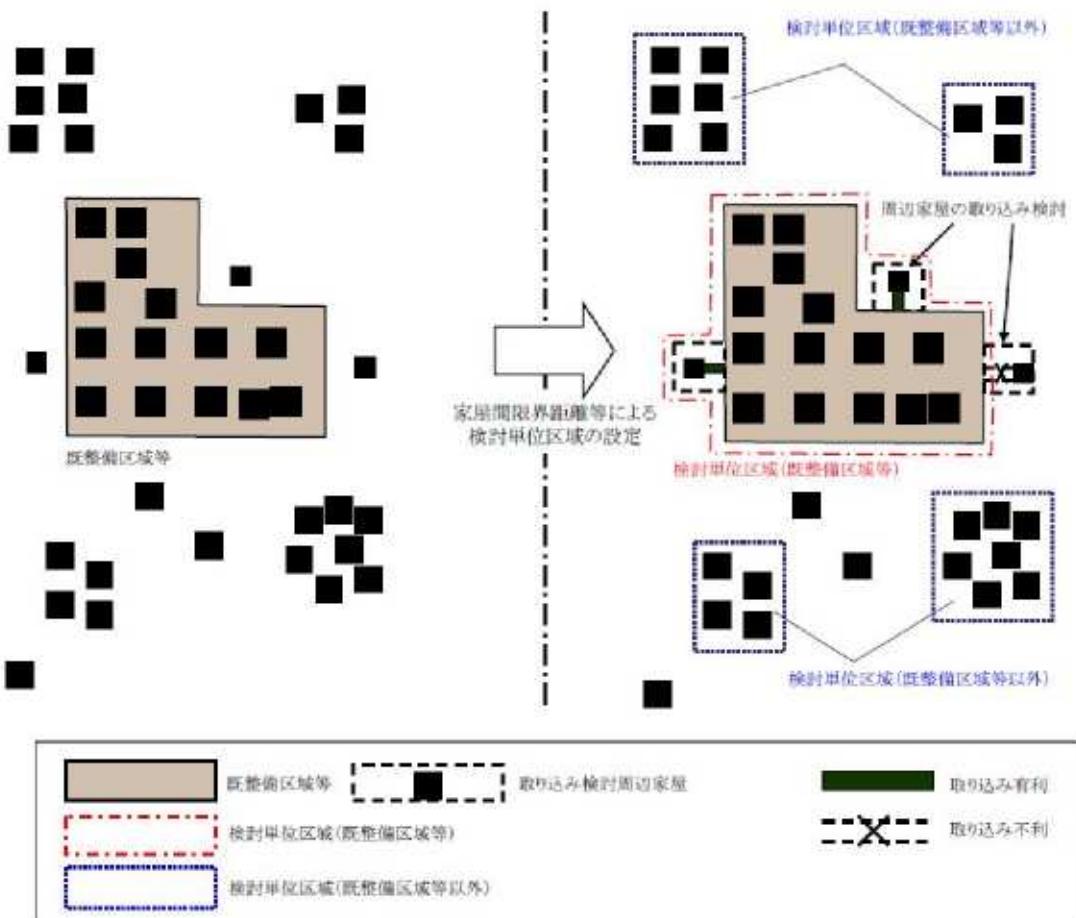


図4.1-1 検討単位区域設定のイメージ

4. 2 既整備区域等の把握・設定

4. 2. 1 既整備区域等の把握

既整備区域等として検討する区域としては、以下のものが考えられ、こうした地域特性を基に、将来の人口動向や都市計画等を勘案した上で、区域を把握する。

- 下水道、集落排水。浄化槽等それぞれの整備区域において、既にその施設で整備されている区域及び周辺区域
- 近い時期に汚水処理施設の整備が予定されている区域
- D I D地区
- その他
- 既に区域外流入として取り込んでいる家屋群 等

本町における既整備区域等は、国・栃木県が示す考え方を勘案し、以下の区域とする。なお、本町の既整備区域図を図4.2.1に示す。

既整備区域等	<ul style="list-style-type: none">・ 市街化区域・ 公共下水道宝積寺処理区の事業計画区域及び整備済み区域・ 公共下水道仁井田処理区の全域（公共下水道整備済み）・ 東部農業集落排水事業実施区域・ 工業団地（砂部地区、芳賀・高根沢地区）・ 大用地地区（小規模集合処理施設）
--------	--

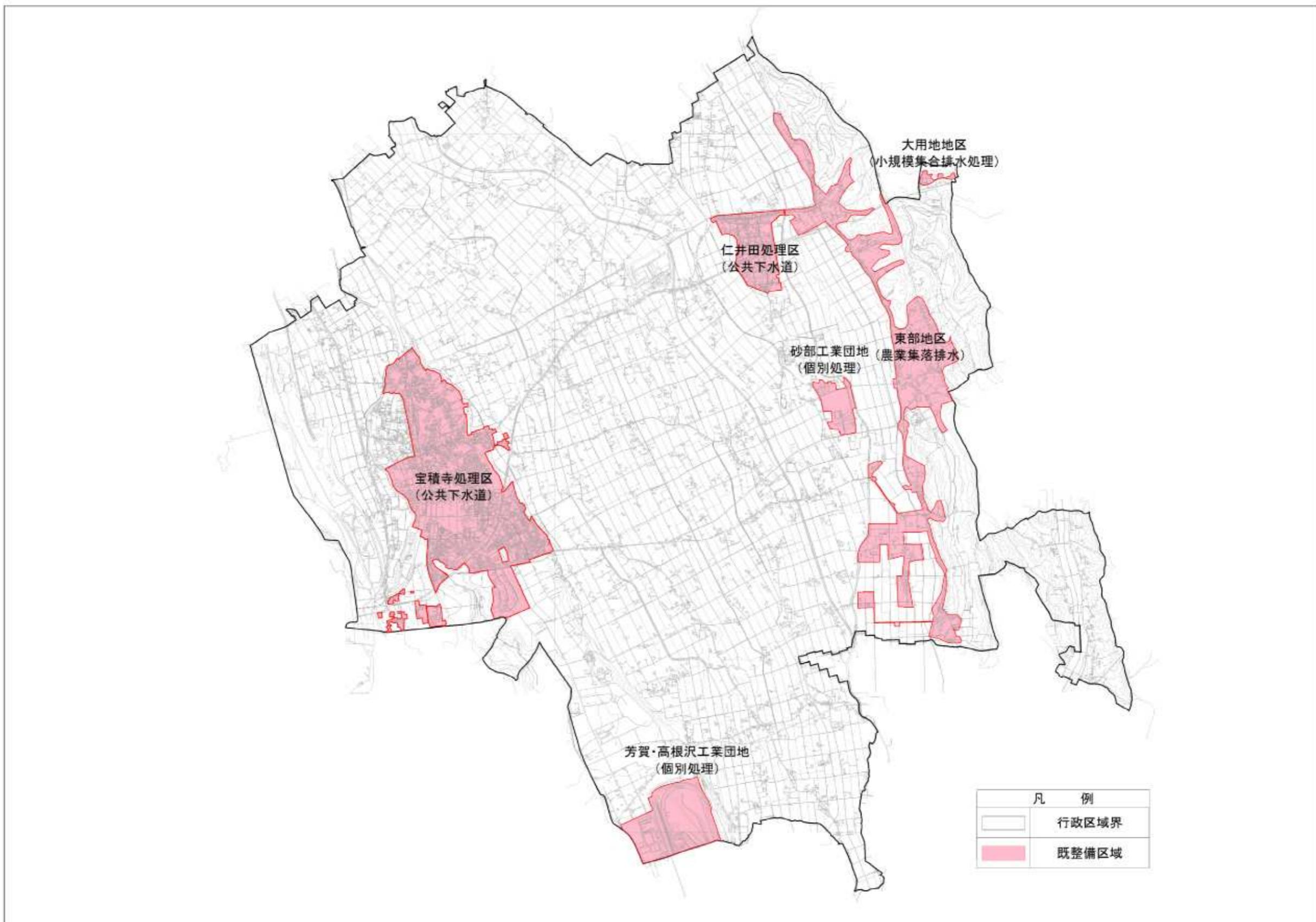


図 4.2.1-1 既整備区域図

＜家屋を囲む線引きにあたっての留意点＞

- 原則として住居家屋のみを抽出するものとし、住宅地図等を参考とする。（非住居家屋とみなされるものとしては、作業場・納屋・倉庫・ガレージ・畜舎・ビニールハウス等が上げられる。）
- 学校、事業所ビル、工場等の事業所については、排水量を家屋戸数に換算するかまたは「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」を参考にして処理対象人員を家屋戸数に換算し、囲い込みを行う。なお、人口の増分の扱いはしないものとする。
- 住宅地と農耕地、山林等の境界は、白地図で植生界として図示されているので、それに沿ってできるだけ住宅地だけを囲むように線引きする。
- 離れた家屋を一体とする場合は、管渠ルートとなる道路に沿って線引きを行う。
- 宅地造成が行われている区域及び計画されている区域は、家屋が建設された時点を想定して線引きを行う。
- 農村地域においては、処理水の有効活用を図るためにも農村地域の精算と生活の最小単位である集落を単位とすることも含めて検討単位区域の検討を行う。

（2）検討条件

集合処理と個別処理の費用比較を行うためには、処理を行うために必要とされる処理場規模（流入汚水量）、管渠延長、合併浄化槽の基数（家屋数等）を算定する必要があり、そのためには集合処理区域となる可能性がある家屋群等や隣接する集合処理区域と一体的な整備が有利となる可能性がある家屋群等について、あらかじめ暫定的な囲い込みを行っておく必要がある。

暫定的な囲い込みを行うための検討条件を以下に示す。

- ① 家屋間限界距離 60m（本町の既整備区域等を核とした家屋間限界距離の平均的な値）を目安とした家屋群について、前項の『＜家屋を囲む線引きにあたっての留意点＞』を参考として、検討単位区域としての囲い込みを行う。
- ② ①の手法で囲い込みを行った区域を核とした家屋間限界距離を算定し、その周辺にある家屋についての取り込み検討を行い、家屋間限界距離内にある場合には区域の拡大を行う。
- ③ 検討単位区域は、概ね 20 戸以上の家屋群を対象とする。

（3）検討結果

以上の条件により設定した検討単位区域の調書及び区域図は、表 4.3-2 及び図 4.3-1 に示す。

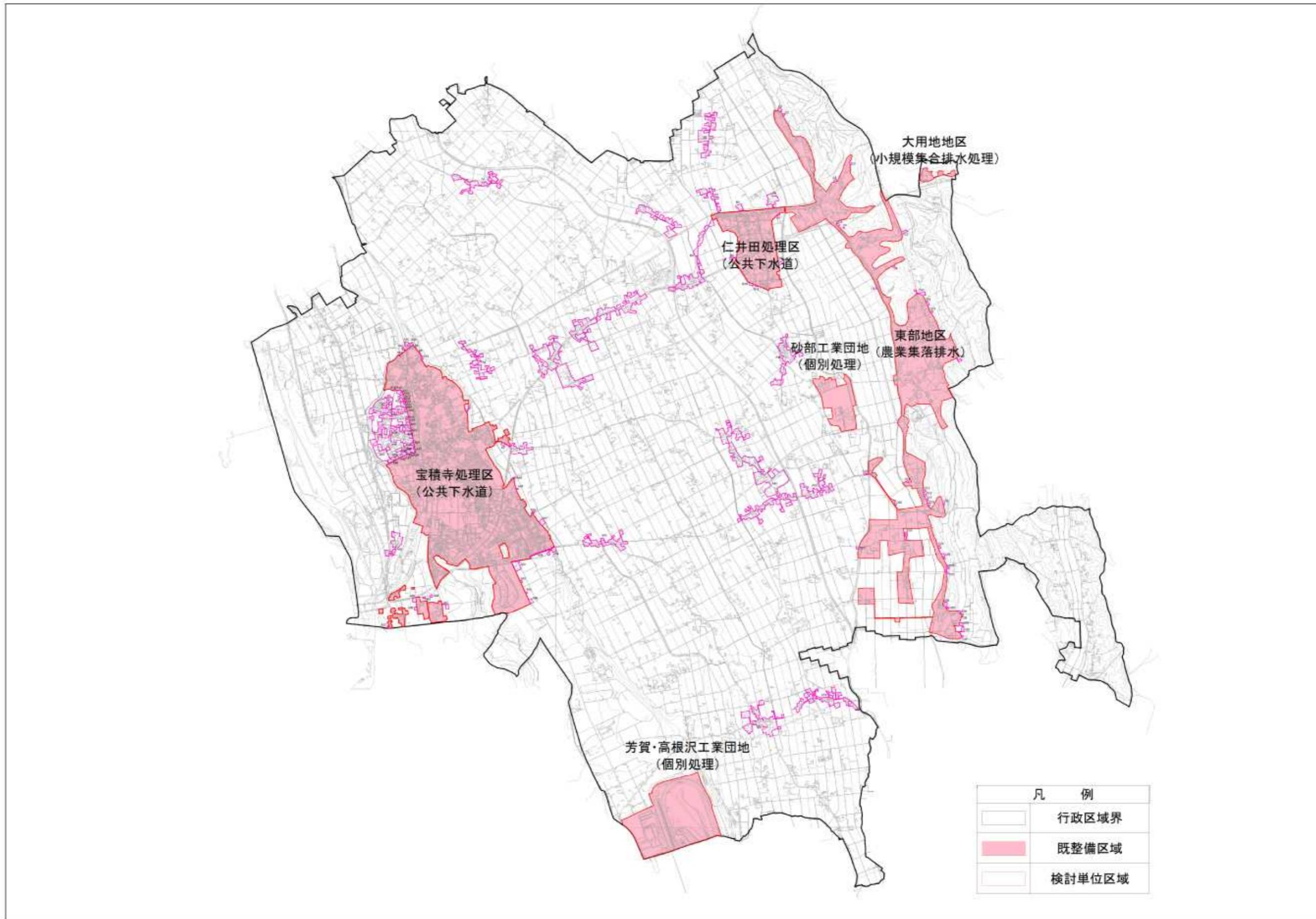


図 4.3-1 検討単位区域図